

中央環境審議会総合政策部会環境影響評価制度専門委員会パブリックコメント結果

1. 概要

- (1)意見募集期間:平成22年1月29日(金)～2月15日(月)
- (2)告知方法 環境省ホームページ及び記者発表
- (3)意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

2. 意見提出数

意見の提出者数:601通(意見の件数:1796件)

【内訳】

民間企業関係	438通
団体関係	20通
自治体関係	20通
自然保護団体・NPO等関係	18通
個人	105通

3. 意見の内容とそれに対する考え方

意見の対象項目	意見の概要	意見に対する考え方
1 (1) 経緯 (2) 今回、我が国で導入すべきSEA制度の概要		
	○SEAを法制化すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計24件) ・現状の環境アセスメント制度は事業実施を既定のものとし、環境面に配慮した事業内容の見直しが最小限度にとどまっていた。SEA導入は必要である。	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
	○SEAの法制化には反対又は慎重に検討すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計131件) 以下の点から、法制化は時期尚早である。 ・発電所の早期段階の環境配慮は、現行法で対応が可能な状況。 ・民間事業は諸外国ではSEAの対象外。日本での実績もほとんど無い。そのため、SEAの必要性や効果は不明。 ・更なるコストと時間を要する。 ・地域調整が不十分な場合の公表は計画に支障／利害関係者がSEA制度を利用して計画に反対する。	事業の実施段階で行う環境影響評価は、事業の実施に係る環境の保全に効果を有する一方、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合があります。国のガイドラインや地方公共団体における条例・要綱に基づく取組が積み重ねられてきていること、諸外国においても法制化が進んでいる状況の進展も踏まえ、法制度化が必要と考えます。
	○柔軟な制度に対する意見(同様の趣旨の意見を含め合計53件) ・柔軟な制度の具体的な内容、SEAの適用条件を明記すべき。 ・「民間事業者については、この点を留意すべき」を明記すべき。	我が国における事業の特性及び事業計画の決定プロセスの特性等を踏まえ、SEA制度については、各事業の種類、特性等に応じた柔軟な制度とすべきとしており、今後、それを踏まえて個別事業ごとに検討が進められるものと考えます。

ア 制度の対象		
	<p>○対象とする計画の段階について、個別事業の計画・実施段階前の段階より上位段階を対象とすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計7件) ・政策、計画、プログラム(施策)などの立案段階から対象とすべき。</p> <p>○対象とする計画の段階には反対又は慎重に検討すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計24件) ・手続きを長期化させるおそれがある。 ・土地価格の高騰や、住民や利害関係者との間で混乱をきたすおそれがある。 ・地球温暖化対策の推進に支障をきたすおそれがある。</p>	ご指摘の点は、今後の課題としています。将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国のSEAとして導入することについても検討する必要があると考えます。
	<p>○第一種事業相当の事業を対象とすることについての意見(同様の趣旨の意見を含め合計25件) ・第一種事業相当の事業の範囲を明確にすべき。 ・「相当」を削除すべき。</p> <p>○対象事業を拡大すべき(同様の趣旨の意見を含め合計23件) ・「第二種事業も対象」、「更に小規模の事業も対象」、「すべての事業を対象」とすべき。 ・「生物多様性を著しく損なうおそれがあるもの」「気候変動対策に反するおそれがあるもの」を含むような対象とすべき。</p> <p>○対象事業を縮小すべき(同様の趣旨の意見を含め合計119件) ・地球温暖化対策に資する火力発電所等のリプレース事業、原子力発電所は対象外とすべき。リプレース事業等については手続の簡素化等の柔軟な取扱いとすべき。 ・SEAの必要性、可能性についてスクリーニングすべき(又は環境負荷の少ない事業は対象外にすべき)。</p>	現行でも方法書を準備する以前から既存情報による調査が行われており、SEAの調査において大幅な時間・費用の追加は想定されないものと考えます。
	<p>○実施主体については、民間事業も対象とすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計10件)</p> <p>○公共事業のみを対象とし民間事業は対象外とすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計113件) ・手続の長期化につながり、地球温暖化対策にも支障。 ・民間企業への規制強化となり活力を削ぐ。 ・発電所事業については複数案の設定が困難。等</p> <p>○民間事業については事業特性を踏まえた柔軟な対応とすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計9件)</p>	<p>今回検討しているSEA制度が個別事業の計画・実施段階前の段階を対象とすることを踏まえると、法が対象とする、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある第一種事業相当の事業を対象とすることが適当と考えます。また、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階であるため、第一種規模「相当」としています。</p> <p>同上</p> <p>SEA制度は基本的に現行法の対象事業を想定しており、生物多様性基本法の趣旨も踏まえると、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業の環境影響評価を行う実施主体は公共・民間を問うものではありません。また、地球温暖化対策に資することだけが他の環境問題に優先する訳ではないため、当該事業の手続の除外を行うことは適切でないと考えます。</p> <p>同上</p>
イ 調査、予測及び評価の手法		
	<p>○既存資料だけでは調査・予測はできない。(同様の趣旨の意見を含め合計4件)</p>	事業の熟度に応じた手法を用いる観点から、原則、既存資料を元に実施し、情報の蓄積が不十分な場合等には、必要に応じて現地調査等を実施することとするべきと考えます。

	<p>○既存資料でSEAを実施すべき(同様の趣旨の意見を含め合計51件) ・本来国が行うべき情報整備を事業者に負担させるべきではない。 ・現地調査は調査期間の長期化・コストの増大となる恐れがある。等</p>	同上
	<p>○(事業を行わない案も含め)複数案の検討は必須とすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計24件)</p>	ご指摘のあった点については、原則、複数案を対象に比較評価を行うこととすべきと考えます。ただし、地域の自然的状況、社会的状況等から複数案の設定が現実的でない場合には、単一案はやむを得ないと考えます。
	<p>○単一案を許容すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計78件) ・発電所等の事業の特性を考慮すべき。 ・建設地点等の位置の複数案の公開は、反対運動等の火種となる。 ・複数案を設定しない理由を書くことが困難。等</p>	同上
ウ 住民、地方公共団体及び国（環境省）の役割	<p>○環境面の評価のみ行うべき。(同様の趣旨の意見を含め合計4件)</p>	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
	<p>○環境面以外の評価も行うべき。(同様の趣旨の意見を含め合計18件) ・環境面のみの反対意見によって事業の遅延や多大なコストが発生する恐れがある。 ・必要性・経済性に疑問のある事業について、必要性も含めて戦略アセスをすべき。</p>	今回導入すべきSEAにおいて、個別事業の計画・実施段階前の段階を対象とすることを踏まえると、環境面の影響のみの評価を行うことが適当と考えます。環境面の影響についての評価のほか、事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価については、事業計画の決定に当たり行われるものと承知しています。
エ 環境省の役割	<p>○「住民や地方公共団体が関与できる制度」とすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計14件) ・住民及び自然保護団体の意見を聴取し、結果を事業計画の是非判断に反映させるべき。 ・政策・計画の意思決定過程にステークホルダーの関与を保障すべき。等</p>	地域の環境影響を適切に評価するため、また住民との情報交流を円滑に進めるためには、様々な形で関係地方公共団体や公衆の関与が必要と考えます。
	<p>○住民や自治体の関わりについては柔軟な制度設計が必要。(同様の趣旨の意見を含め合計22件) ・住民、地方公共団体がSEAの位置付けを正確に把握できるかどうか懸念。 ・発電所建設事業については自治体も慎重に対処している。</p>	同上
	<p>○手続の長期化を避けるため、SEA結果への住民関与は方法書段階と併せて実施すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計25件) ・手続長期化が懸念される。 ・SEA段階の情報を網羅する形で、方法書段階で実施する方が合理的かつ実効的。等</p>	事業の実施段階で行う環境影響評価においては、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合があります。より早期の段階で環境面の検討を行うことにより、事業者がより良い環境保全措置の実施や複数案の検討等を行うことが可能となると考えます。

	<p>○国からの意見が必要である。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p>	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
	<p>○国の関与は理解できるが、この場合の意見はその後の事業実施段階における環境影響評価への提言となると考えられることから、方法書の手続きと併せて実施することがより合理的。(同様の趣旨の意見を含め合計3件)</p>	事業の実施段階で行う環境影響評価においては、既に事業の枠組みが決定されているため、事業者が環境保全措置の実施や複数案の検討等について柔軟な措置をとることが困難な場合があります。客観的に環境面からの評価を環境大臣意見を述べる機会が必要と考えます。
	<p>○住民、地方公共団体、国の役割だけでは不充分であり、専門家・有識者による委員会等を設置すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p>	ご指摘の点に関しては、今後の参考とさせていただきます。
エ 評価結果の取扱		
	<p>○SEAの評価結果は、関係住民等へ周知するため、方法書作成前に公表して手続として完結させるべき。(同様の趣旨の意見を含め合計3件)</p>	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
	<p>○公表の方法やタイミング等は事業の特性に応じて柔軟かつ効率的に対応することが必要。(同様の趣旨の意見を含め合計42件) ・発電所など、計画公表前に立地の複数案が公開されると、地域住民の混乱やアセス期間の長期化を招く。 ・方法書と一緒に公表することで目的は十分に達成できる。等</p>	SEAの趣旨を踏まえれば、事業実施段階における環境影響評価の方法書の前の段階で公表を行う必要があると考えます。
	<p>○SEA手続の実施をもってその後の環境影響評価手続自体を省略することは不適当である。(同様の趣旨の意見を含め合計8件)</p>	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
	<p>○SEA手続きを活用してその後の事業アセス手続きを省略するなど、柔軟かつ効率的に対応できる制度すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計49件) ・特に、より環境負荷が小さくなる発電所リプレース等は、手続自体の同時実施や省略を認めるべきである。等</p>	<p>今回導入を検討しているSEA制度の柔軟性をかんがみれば、SEA手続自体をもってその後の環境影響評価手続自体を完全に省略することは適当ではないと考えます。「手続の効率化」の趣旨を明確にするため、以下のとおり修文します。</p> <p>変更前「…事業者がSEAにおいて把握した情報等を、その後の環境影響評価に活用することは、環境影響評価が効果的に実施されることとなり環境配慮の充実に資するとともに、手続の効率化が図られるため、事業者にとってもメリットがあると考えられることから、積極的に行うべきである。」</p> <p>変更後「…事業者がSEAにおいて把握した情報等を、その後の環境影響評価に活用することは、環境影響評価が効果的に実施されることとなり環境配慮の充実に資するとともに、事業実施段階の調査の重点化を通じた手続の効率化が図られるため、事業者にとってもメリットがあると考えられることから、積極的に行うべきである。」</p>
	○その他、SEA制度に関する意見147件	

2 対象事業について		
(1) 法と条例の役割分担		
	<p>○対象事業は生物多様性を著しく損なうおそれがあるもの及び気候変動対策に反するおそれがあるものを含むように制度を整備するべきである。(1件)</p> <p>○環境に著しい影響を与えるか否かは、その地域の環境特性によって異なるため、法または条例の対象事業となるべき事業の漏れが生じないようにすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計4件)</p>	<p>環境基本法においては、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うことが規定されています。環境影響評価法においては、これを受け、規模が大きく環境に著しい影響が及ぶおそれのある事業を対象としているものです。現行制度においても、地域の実情も踏まえて各地方公共団体の条例が定められており、今後とも、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していくべきと考えております。</p> <p>同上</p>
(2) 法的関与要件		
	<p>○法的関与がなくても幅広く環境影響評価を実施すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計3件)</p>	<p>環境影響評価法においては、許認可等の法的関与を通じて環境影響評価の結果を事業内容に反映させることを制度の根幹としているので、引き続き法的関与がある事業を対象とすべきと考えます。</p>
(3) 補助金事業の交付金化への対応		
	<p>○法施行時に環境に著しい影響があるとされた事業について、事業が行われることは変わらないまま、その事業が交付金などの新しい制度になったため、制度の対象外になるというのは、環境影響を評価するという側面から見ると不合理である。(同様の趣旨の意見を含め合計4件)</p> <p>○一律に拡大するのではなく、事業規模、影響範囲なども考慮して対象案件を選定すべき。(1件)</p> <p>○三位一体の改革の趣旨や、すべての都道府県がアセス条例を制定していることを踏まえると、交付金事業に関しては積極的に環境大臣が関与することは望ましくない。「都道府県等の求めにより、関与することができる」とすべき。(1件)</p>	<p>答申案の内容に賛成の御意見と理解します。</p> <p>今後交付金化の動きが拡大する可能性もあることも考慮し、交付金対象事業であっても事業内容に法対象事業と本質的な違いはないため、交付金の交付対象事業についても法対象ができるよう対応が必要であると考えます。</p> <p>交付金対象事業においても、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業であれば、環境に与える影響について、法に規定する対象事業と本質的な違いはないと考えます。</p>
(4) 将来的に実施が見込まれる事業種への対応		
	<p>○放射性廃棄物処分場やCCSを対象業種に追加すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計17件)</p>	<p>放射性廃棄物最終処分場や二酸化炭素の回収・貯留については、何らかの形で環境影響評価を行う仕組みの検討が必要と考えますが、現時点では実証試験等の段階にあることから、知見を蓄積し、実用化の状況を見た上でこの法律の対象に追加するかどうかを判断すべきであると考えます。</p>

	<p>○放射性廃棄物処分場やCCSを対象業種に追加すべきではない。(同様の趣旨の意見を含め合計13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験段階であり、現時点では法対象とすべきではない。 	同上
	<p>○他の事業への拡大(同様の趣旨の意見を含め合計30件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての事業を対象とすべき。 ・規模要件を引き下げるべき。 ・第二種事業もすべてアセスを実施すべき。 ・モータースポーツにおけるサーキット場建設、大型公共事業の廃止、鉱物の掘採や土石の採取、大規模都市公園や河川流域内親水公園及び廃棄物の焼却施設等の中間処理施設も対象業種・事業とすべき。 ・海洋資源開発(レアメタル、メタンハイドレード等)、施設(ダム、道路等)の撤去・解体等に関するSEA・EIA手法の研究開発が必要。 ・幅広く「環境負荷のおそれがあるもの」を対象とすべき。 	<p>環境基本法において、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業の実施に関する環境影響評価の重要性が明らかにされていることを受け、環境影響評価法においては、規模が大きく環境に著しい影響が及ぶおそれのある事業として、道路や発電所等の13種類の事業とそれぞれの規模要件を設定しています。また、地域の実情も踏まえて各地方公共団体の条例が定められており、今後とも、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していくべきと考えております。</p>
	<p>○その他(1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線計画以外での磁気浮上式鉄道(リニア)が、対象事業の鉄道に位置づけられていな い。 	<p>現行制度において、規模要件以上の新幹線鉄道及び普通鉄道は対象事業とされており、新幹線鉄道以外のリニアについても対象事業となっています。</p>
(5) 風力発電施設への対応		
	<p>○風力発電事業を法対象とすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計42件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電を法対象事業として追加すべき。 ・「…風力発電施設は風況の関係から適地も限られるため、…整理が必要ではないかという意見もある。」の記述を削除すべき。 ・生物多様性保全の観点から、自然公園地域では風力発電施設を含めてあらゆる開発行為は規制されるべき。 ・発電機そのものの面積(基礎部分)によるものではなく、設備が設置される全体の面積と工事による運搬道路や管理のための道路も含むべき。 ・被害防止のための対策の基準などを制定すべき。 	<p>答申案の内容に賛成の御意見と理解します。御意見を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>変更前「なお、当専門委員会における議論の中では、風力発電施設は風況の関係から適地も限られるため、条例やNEDOのマニュアルにより対応することが適切であるという意見や、自然公園区域を管轄する個別法等の手続と法の手続が重複するような場合が出てくるかもしれません、整理が必要ではないかという意見もある。」</p> <p>変更後「なお、当専門委員会における議論の中では、風力発電施設は風況の関係から適地も限られるため、条例やNEDOのマニュアルにより対応することが適切であるという意見もある。また、自然公園区域を管轄する個別法等の手続と法の手続が重複するような場合が出てくるかもしれません、整理が必要ではないかという意見もある一方、生物多様性保全の観点から自然公園区域では風力発電施設も含め規制されるべきという意見もある。」</p>
	<p>○風力発電事業を法対象とすべきではない。(同様の趣旨の意見を含め合計33件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスの期間の長期化、コストの増大となり、風力発電の普及、地球温暖化対策の推進に支障が生じる。 ・自然公園区域を管轄する個別法等の手続と法の手続きが重複するような場合が出てくるかもしれないため、まずこの点について整理すべき。 ・条例やNEDOのマニュアルで対応することで十分。 ・まず、早急に低周波音等の基準を策定すべき。 	<p>風力発電施設の設置に当たっては、騒音、バードストライク等の被害が報告されています。また、条例以外による環境影響評価等を実施した風力発電設備設置者に対するアンケートにおいては、環境影響評価を実施した案件のうち約4分の1が住民の意見聴取手続を行っていません。さらに、NGOへのヒアリングにおいては、方法書・評価書案の縦覧を行わずに補助金の申請がなされている事例があります。以上の点を踏まえ、風力発電施設の設置を環境影響評価法の対象事業として追加することを検討すべきと考えます。</p>

	<p>○規模要件(同様の趣旨の意見を含め合計6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模要件は500kWとすべき。 ・1基からでも対象とすべき。 ・1万kW未満の事業では1千万円のアセス費用しか使用できないので自主アセスのレベルに止めるべき。 ・15万kWとすべき。 ・一律に規模や発電量だけで区切らないように運用するべき。 ・洋上も含めた立地環境も範囲に含めるべき。 	風力発電事業を対象業種に追加する場合の規模要件等については、御意見を参考にしつつ、別途検討されるものと承知しています。
3. スコーピング手続について		
(1) 方法書段階における説明会		
	<p>○方法書段階の説明会を義務付けるべき。(同様の趣旨の意見を含め合計13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書段階の説明会の開催に賛成。 ・方法書以降の是正措置、住民からの異議申し立て、閲覧可能場所の複数確保、期日・場所の表示掲載、閲覧期限後の閲覧可能措置を講じるべき。 <p>○方法書段階の説明会の義務付けに当たって条件あり(同様の趣旨の意見を含め合計9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例で準備書、方法書段階での地元説明会、公聴会、公告の義務付けがあり、これとの整合性を図る必要がある。 ・方法書の中身が固まる前の案の公表、説明会の義務付け及び事前調査の禁止を行うべき。 ・制度化に当たり、説明会の運営方法等を検討すべき。 	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。方法書段階における説明会を義務付ける場合の具体的な開催方法等については、御意見を参考にしながら、別途検討されるものと承知しています。
	<p>○方法書段階の説明会の義務付けに反対。(同様の趣旨の意見を含め合計34件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書の段階の説明会の開催に反対。 ・事業者の負担増やアセスの長期化につながる。 ・地域の住民が知りたい情報とのミスマッチが生じて混乱と不信感を招く恐れがある。 ・制度化するのではなく事業者の自主性に委ねるべき。 	事業者側の対応として、方法書段階での自主的な説明会の実施や、概略説明資料の添付等の独自の工夫がみられます。こうした取組を広げ、方法書の目的についての理解を深め、方法書段階でのコミュニケーションを充実させるために、方法書段階での説明会を法において制度化するべきであると考えます。
(2) 評価項目等の選定における弾力的な運用		
	<p>○通常のアセス手続きを行うべき。(同様の趣旨の意見を含め合計8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リプレースについても、実行可能な範囲で環境影響を回避・低減するべきであり、弾力的運用は望ましくない。 	発電所のリプレース事業のように、土地改变等による環境影響が限定的で、温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる案件については、早く運用に供されることが望ましいと考えます。このような案件については、ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要であると考えます。
	<p>○弾力的な運用で対応すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計31件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火力発電所のリプレース事業について、弾力的な運用の具体的な措置を早急に示すべき。 ・「弾力的な運用で対応する」という表現ではなく「方法書段階においてメリハリのあるスコーピング手続を実施することが必要」とすべき。 	同上

	<p>○アセス手続きを省略すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計33件) ・環境負荷が大幅に低減する火力発電所リプレースのアセス期間短縮のためには、手続の簡略化が可能となる制度に見直すべき。</p> <p>○その他(1件) ・地熱発電など、日本全体での環境負荷の低減につながる取組みも環境影響評価の期間などを大きく短縮させるべき。</p>	発電所のリプレース事業等、環境負荷の低減に資する事業については、環境影響評価の手続自体を完全に省略するのではなく、まず、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要であると考えます。
4. 国からの意見提出について		同上
(1) 現状では環境大臣からの意見提出手続のない事業の取扱		
	<p>○環境大臣の意見提出機会を設けるべき。(同様の趣旨の意見を含め合計11件) ・現状では環境大臣からの意見提出手続のない事業について、環境影響評価手続において環境大臣の意見提出の機会を設けることに賛成。</p> <p>○条件付きでの環境大臣の意見提出とすべき(同様の趣旨の意見を含め合計8件) ・環境大臣の意見提出により手続の長期化が懸念されるため、長期化しないようその他手続を簡素化すべき。 ・地方分権の流れの中では、その環境影響が国家レベルとなる場合や地方自治体(都道府県・政令指定等)間で調整できない場合などに限って積極的に関与し、それ以外は「都道府県等の求めにより、関与することができる」程度が適当である。 ・国からの意見は、具体的で実行可能な手法の提示、参考とすべきデータの提供を含めた意見提出にするべき。</p>	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
(2) 方法書段階での環境大臣からの意見提出		
	<p>○方法書段階でも環境大臣が意見提出すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計10件) ・温室効果ガスについては、国際的な動向も踏まえた審査が必要である等、自治体のみでは的確な審査が難しい評価項目もあるため。 ・追加調査等の実施などの手戻りを起こさないため。 ・「環境大臣は、自ら適切と認めるときに環境保全の見地からの意見を述べられる仕組みが必要」とすべきである。</p> <p>○方法書段階での環境大臣に反対。(同様の趣旨の意見を含め合計13件) ・方法書段階での環境大臣からの意見提出は不要である。 ・SEAを取り入れた後、EIAの方法書の段階での環境大臣からの意見書提出は評価の二重化である。 ・発電所については、方法書段階での経産大臣勧告や準備書段階での環境大臣意見等、他事業に比べて初期段階から監視・関与がある。 ・事業の是非や環境保全措置の詳細についての知事意見が散見される状況において、方法書段階で環境大臣から意見を提出した場合、国と地方公共団体の審査結果のミスマッチングが生じる可能性がある。</p>	<p>答申案の内容に賛成の御意見と理解します。</p> <p>現行制度では環境大臣意見は評価書の段階のみで述べられることとなっています。その結果として、環境大臣意見において方法書段階で述べられるべき環境影響評価の項目や手法に関する根本的な内容が含まれ、新たな調査等により終了するまで長期間かかることが想定される事例がみられています。事業者が方法書段階で主務大臣に助言を求めることができる法の規定を受け、この際に環境大臣も技術的見地からの意見を述べられる仕組みが必要であると考えます。</p> <p>なお、政令指定都市等の長と関係都道府県知事の意見については、不整合等がある場合は、事業者の混乱を回避するための配慮も必要と考えます。</p>

5. 地方公共団体からの意見提出について		
(1) 政令指定都市等からの意見提出		
	<p>○政令指定都市等からも意見提出すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施区域又は環境影響が及ぶ区域が政令都市の区域に限定される場合には、政令都市の長が直接事業者へ意見を提出することが必要である。 ・知事意見の不整合等の回避、手続の合理化のため、知事意見は省略し、政令市長は直接意見提出できる制度とすべき。 ・環境影響評価条例および審査会を持つすべての市町村に、事業者に直接意見を提出させるべきである。 	<p>答申案の内容に賛成の御意見と理解します。意見提出権限を付与する範囲については、政令指定都市か否かという点だけではなく、環境影響評価条例の制定や、都道府県及び政令指定都市で意見を提出する際に有識者の知見を活用するための審査会の設置の有無といった実態を踏まえたうえで検討することが必要であると考えます。</p> <p>御意見を踏まえ、以下のとおり修文します。</p> <p>変更前「意見提出権限を付与する範囲については、政令指定都市か否かという点だけではなく、環境影響評価条例の制定や、都道府県及び政令指定都市で意見を提出する際に有識者の知見を活用するための審査会の設置の有無といった実態を踏まえたうえで検討することが必要である。」</p> <p>変更後「意見提出権限を付与する範囲については、環境影響評価条例の制定や、都道府県及び政令指定都市で意見を提出する際に有識者の知見を活用するための審査会の設置の有無といった実態を踏まえたうえで、政令指定都市以外の市町村も含めて検討することが必要である。」</p>
	<p>○政令指定都市等からの意見提出に反対。(同様の趣旨の意見を含め合計7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事と市長で意見が異なる場合、事業者や住民の混乱を招くため、現行の仕組みでよい。 	<p>環境影響評価条例に基づき審査会を設置している市が、短期間での審査会の運営及び意見の提出に苦慮しているという現状などをかんがみれば、事業の影響が単独の市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市に対し事業者への直接の意見提出権限を付与することが必要であると考えます。</p>
(2) 複数の地方公共団体の区域にまたがる事業の審査		
	<p>○複数の地方公共団体の区域にまたがる事業は、区分けせず、1つの事業として扱うべき。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p>	<p>現行制度において、事業とは特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築と定義されており、複数の地方公共団体の区域にまたがる一の事業は区分けせずに扱うこととされています。</p>
	<p>○意見の不整合等がある場合の対処方法を検討しておく必要がある。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p>	<p>政令指定都市等の長と関係都道府県知事の意見については、不整合等がある場合は、事業者の混乱を回避するための配慮も必要と考えます。</p>
	<p>○都道府県や市町村が合同で審査することが可能となるような方策を検討する必要がある。(同様の趣旨の意見を含め合計5件)</p>	<p>答申案の内容に賛成の御意見と理解します。</p>

6. 環境影響評価結果の事業への反映について		
(1) 事後調査		
	<ul style="list-style-type: none"> ○事後調査を法制度化すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計36件) <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査の公表とその内容の確認を可能にするための法整備が必要である。 ・一部供用開始時点で、供用時の事後調査を開始するなど、事後評価を行うべき時期も検討する必要がある。 ・事後調査の制度を法に位置づける際には、第3者の審査や環境保全施策との整合性の確保と言った観点から、環境大臣の関与があるべき。 ・情報公開・説明責任の徹底、住民等関与の手続保障、第三者的機関による監視、アセスの誤りが明らかとなった場合は正のための手段を講ずる制度を追加すべき。 ○条件付きでの事後調査の制度化賛成(同様の趣旨の意見を含め合計8件) <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査の実施主体がアセスの実施主体から変更される場合には、予算措置と共に、事業の引継ぎに留意する必要がある。 ・事後調査の評価対象を明確にすべき。基準が存在しない事項について指標を設けるべき。 ・報告の頻度、タイミングは事業によって異なるので、大枠の取り決めが必要。 ・適用除外等、法と条例の役割分担を検討すべき。 ○事後調査を法制度化すべきではない。(同様の趣旨の意見を含め合計18件) <ul style="list-style-type: none"> ・従来どおり公表も含め事業者の自主性に任せるべき。 ・事後調査は現行制度でも位置づけられているが問題は生じていない。 ・事後調査は地域特性等を踏まえて実施されるものであるため、法で規定すると手続の形骸化につながる可能性が高い。 	<p>答申案の内容に賛成の御意見と理解します。御意見の趣旨は基本的に本報告書案に記載されていますが、環境保全措置を含む事後調査結果に対して、第三者的な立場から客観的に環境面の意見が述べられる仕組みも必要と考えます。このため、ご指摘を踏まえ、「しかしながら、事業者並びに地方公共団体に対するアンケートや環境省の調査結果によれば、環境保全措置を含む事後調査結果の公表は一部にとどまっているところであり、事後調査を実施した上で、環境保全措置を含む事後調査の結果の報告及び公表を法制度化する必要がある。」の後に以下のとおり追記します。</p> <p>「また、環境保全措置を含む事後調査結果に対して、第三者の立場から客観的に環境面の意見を述べるため、環境大臣が意見を述べられる仕組みとすることが必要である。」</p>
(2) 許認可の反映		
	<ul style="list-style-type: none"> ○許認可への反映結果を公表すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計10件) <ul style="list-style-type: none"> ・許認可の際、評価書内容について考慮することは当然。考慮内容の公表もされるべき。 ・事前の評価と事後調査の結果に差異があれば、中止手続きが明記されるべき。 ○許認可への反映結果を公表する必要はない。(1件) <ul style="list-style-type: none"> ・発電所のアセス結果は、電事法で適正な工事計画であるかどうかのチェックに活用されるよう規定(法第47条、48条)されていることから、公表する仕組みは不要である。 	<p>法の対象事業について許認可等を行った際に、環境影響評価の結果をどのように考慮したかを公表する仕組みを設けるべきとの意見もありますが、他制度での類似の事例が少ないとや個別法で対応するべきとの考え方もあることも踏まえ、導入の可能性について検討することが適当であると考えます。</p> <p>同上</p>
(3) 未着手案件の環境影響評価手続の再実施		
	<ul style="list-style-type: none"> ○未着手案件について再評価を義務付けるべき。(同様の趣旨の意見を含め合計11件) <ul style="list-style-type: none"> ・長期間の経過とともに、社会的、自然的な状況も変化するため、一定期間未着手の案件については再アセスを求めるべき。 ・一定期間後に着手する場合は、前提となる周辺環境に変化がないことを検証する仕組みなどを検討すべき。 ・事業の再評価アセスについては、予測・評価手法等の技術的な開発や調査・研究の検討を行すべき。 ○未着手案件について再評価を義務付けるべきではない。(同様の趣旨の意見を含め合計5件) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主性に任せ、義務付けは不要。 	<p>環境影響評価手続の終了後に未着手となっている案件の取扱については、他の事業による影響等によることも考えられることから、一定の期間が経過した案件について一律に再度手続を行うことを義務付けることは困難であると考えます。</p> <p>同上</p>

7. 環境影響評価手続に係る情報交流について		
	○コミュニケーションの流れを明確にするべく、コミュニケーション計画の作成などを求めるべき。(1件)	現行ではアセス図書等に環境影響評価手続の流れが記載されていますが、今後も事業者と地域住民等とのコミュニケーションを充実させることが重要であると考えます。
(1) 電子化		
	<p>○電子化を推進すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計21件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化の基本フォームの制定、ポータルサイトのような様式の一元化が必要。 ・環境影響評価手続の電子的縦覧については、事業者向けにガイドラインを作成する必要がある。 ・縦覧期間が終了した後においても事後調査終了時点まで引き続き閲覧が可能なようにすることが必要である。 ・電子縦覧が義務化された場合、意見提出も電子化する必要がある。 <p>○条件付きでの推進(同様の趣旨の意見を含め合計15件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種の生息地等に関する情報や安全保障の観点からの情報等の管理、電子公開を行う際のシステムの整備等、電子化に伴い想定される妨害行為等の問題点について整理・議論をすべき。 ・電子化の範囲は、環境影響評価図書の電子縦覧のみとするべきである。 	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。希少種の生息地等に関する情報や安全保障の観点からの情報等の管理、電子公開を行う際のシステムの整備等、電子化に伴い想定される問題点について整理・議論を行う必要があると考えます。
	<p>○電子化は慎重に検討すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計11件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化に関して、報告書記載の問題点に加え、数百ページに及ぶ環境影響評価書を電子化し電子縦覧に用いる点についても、十分な検討が必要。電子化に要する新たな作業、コスト負担等は民間事業者には無視できない。 ・インターネットは手軽で便利であるため、事業を中止させる事だけを目的としたやり方が出てくることが懸念される。 	施行実態としては、図書の縦覧場所が事業者の事務所や事業実施場所の所在する関係都道府県の庁舎等に限られている等の問題点があるため、希少種の生息地等に関する情報等の管理等、電子化に伴い想定される問題点について整理・議論をした上で、環境影響評価図書の電子縦覧の手続電子化を義務付けるべきであると考えます。
(2) 公聴会		
	<p>○公聴会を義務付けるべき。(同様の趣旨の意見を含め合計14件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の公聴会は自治体が主催しているが、法で事業者主催の公聴会を義務付けるべき。 ・風力建設に関して住民合意を得るために公聴会開催を法的に義務付けるべき。 ・法アクセス対象事業についても公聴会の法制度化を図ると共に、地方公共団体の条例に基づく公聴会制度との調整を図るべき。 	都道府県・政令指定都市62団体のうち51団体で公聴会手続が設けられており、そのうち45団体では、法対象事業にも公聴会手続が設けられています。このように、既に多くの地方公共団体が条例に基づき公聴会を開催していることから、法での新たな義務付けは不要であると考えます。
(3) 方法書意見への対応		
	<p>○方法書意見への対応結果を準備書作成前に公表すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価の質を担保するために重要であること等から、方法書への意見に対する事業者の見解を準備書作成前に公表することを義務化すべき。 ・住民が方法書の意見を事業者へ提出した場合、見解が示される場合もあれば、そうでない場合もあるので、統一が必要。 	手続の長期化につながるおそれを避けるため、方法書への意見に対する事業者の見解について、準備書作成前の公表を義務化することは適当でなく、むしろ方法書についての説明会や情報提供を充実させ、方法書の内容の理解を促進させることが優先課題であると考えます。

	<p>○方法書意見への対応結果を準備書作成前に公表する必要はない。(同様の趣旨の意見を含め合計7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書手続きは地元住民や自治体の意見を環境影響評価に加え合意形成を図ることが目的であり、事業者の見解を準備書作成前に公表することが目的ではない。 ・方法書と別にパンフレットを作成するなど情報提供を充実させている例も見受けられ、住民等の理解促進については、手続きの負担増とならないことも踏まえて対応すべき。 	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
8. 環境影響評価の項目及び技術について		
(1) 評価項目の拡大		
	<p>○評価項目を拡大すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計11件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の大きい項目について柔軟に追加できるようにすべき。 ・風力を山岳部等へ建設する場合、地形・地質を必須の評価項目とし、建設予定地の2km範囲に住宅がある場合、低周波を評価すべき。 ・文化的・歴史的な環境、文化財等も評価項目に含めるべき。 ・自然資源のインフラ(水源・地下水脈)への影響、広域エリアの公益も評価項目に含めるべき。 ・環境の創造面も評価項目に含めるべき。 	調査・予測・評価項目の追加は、事業種に応じた工夫や地域固有の取組による対応が既になされており、地域のもつ歴史的・文化的項目を法における評価項目の対象として追加することの是非については、この法律で一律に対応することは避けるべきであること、調査・予測・評価項目は環境基本法の射程範囲内に位置付けるべきであることから、個別の事業法や規制法等で対応すべきであると考えます。
	<p>○評価項目を拡大すべきではない。(同様の趣旨の意見を含め合計7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史的・文化的項目」の評価項目への追加については、二重規制を防ぐ観点から、アセス法で一律に対応することは避けるべき。 	同上
(2) 生物多様性の保全に関する技術		
	<p>○生物多様性オフセットは慎重に検討すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計15件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性は地域により異なる生態系の複雑な連鎖により保たれている。生物多様性オフセットについては、知見と技術の蓄積は必要だが、アセスの代償措置として位置づけるべきではない。 ・生物多様性オフセットが不可能な場合、事業内容の抜本的見直しまたは中止を義務付けるような制度化が求められる。 ・今回の生物多様性オフセットの具体的議論とは、今までとどのように違うものなのかが不透明であり、オフセットの実効性が担保できるのか疑問である。 	生物多様性オフセットは、生物多様性を保全する手段の一つとして有効な一面もありますが、また、国内外における事例の蓄積が重要であり、その具体的な運用手法については、御意見の趣旨等を踏まえながら、別途検討されるものと承知しております。
	<p>○生物多様性オフセットを活用すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計10件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性オフセットは、生物多様性の損失を最小限にする手段の一つとして有効。 	同上

9. 環境影響評価における審査の透明性確保について		
	<p>○常設の審査会以外の手法で有識者の知見を活用すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省常設の審査会の設置は不要。 ・専門家や有識者の知見を活用する場合は、その氏名・経歴・業績などを公表すべき。 ・有識者の意見内容に関しては、専門分野に限るべき。 ・知見の活用には、有識者だけでなく市民やNPO法人も活用すべき。 	環境大臣意見の形成過程において透明性や社会的な理解を高める観点から、有識者の意見をより的確に踏まえることが望ましいと考えられることから、御意見の趣旨等を踏まえながら、その具体的な方法について検討することが必要であると考えます。
	<p>○常設の審査会を設置すべき／専門家の人才登録を行うべき。(同様の趣旨の意見を含め合計16件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全審査会を設置し、アセス結果に対する環境大臣の意見提出は環境保全審査会の審議に基づき行うべき。 ・意見を聞くことができる人材を登録しておくなどの対応をとるべき。 	同上
10. 今後の課題		
(1) 戦略的環境アセスメントの充実に向けて		
	<p>○SEAを充実すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計9件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に影響を及ぼす恐れのある事業や上位計画についても早急にSEAの対象とすべき。 	将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国のSEAとして導入することについても検討する必要があると考えます。
	<p>○その他(4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業による累積的影響についてもSEAの対象とすべき。 ・携帯電話・電力の基地の設置についても SEAの対象とすべき。 	ご指摘の点に関しては、今後の参考とさせていただきます。
(2) 環境影響評価に関する情報の発信と整備		
	<p>○積極的に情報の発信と整備を推進すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計19件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が共通ガイドライン等を定めてデータベース化を図り、広く国民が利用できる仕組みが必要。 ・自然環境に対する基礎的情報の整備・公開は、SEA制度が導入される以上、早急に取り組む必要がある。 ・自然環境に関する基礎的情報のみではなく、生活環境分野に関する更なる情報整備、強化が必要。 ・国及び自治体が整備し公表すべき環境情報の項目や精度について役割分担が必要である。 	答申案の内容に賛成の御意見と理解します。
	<p>○情報の提供や利用は慎重にすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化された環境影響評価図書を他の事業者、地方公共団体が使用する場合には、著作権等について慎重に検討する必要がある。 ・地域住民の意見等は地方公共団体が把握・反映されるので、地域住民への情報提供は不要。 	ご指摘の点に関しては、今後の課題として検討することが適当であると考えます。

	<p>○人材育成を推進すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計14件) ・これまで蓄積された情報やノウハウが最大限に活用されるようにするために、環境影響評価に関する経験や知識を持った専門性の高い人材の育成が求められ、そのための体制整備が必要である。 ・環境アセスメントの信頼性の確保や資質の向上には、資格制度の活用が重要である。</p>	<p>御指摘を踏まえ、(2)第二段落の末尾に以下の文章を追加します。 <u>「その際、的確な助言もできる環境影響評価についての専門性を有する人材の育成も求められる。」</u></p>
(3) 環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続		
	<p>○不服申立・争訟手続を追加すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計15件) ・環境影響評価手続きにおいて提出した意見の取り扱いについての不服申し立て、さらにそれに関わる訴訟提起を可能にするべき。</p>	<p>他制度との整合性等にも十分に留意し、今後の課題として検討していくことが必要であると考えます。</p>
	<p>○不服申立・争訟手続を追加すべきではない。(同様の趣旨の意見を含め合計9件) ・不服申立・争訟手続については、多くの課題があり、今後十分に検討していく必要がある。 ・事業実施にあたっての環境保全上の課題は、不服申立・争訟手続によって解決するのではなく、諸手続きによって住民等の理解等が深まり、解決していく姿を目指すべき。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、今後の参考とさせていただきます。</p>
その他		
	<p>○専門委員会の進め方について(同様の趣旨の意見を含め合計5件) ・環境系コンサルタントの協会等の意見聴取だけでなく、現場で実務を行っている技術者の意見や体験談を取り入れる必要がある。 ・NGOや住民代表が委員として選ばれるべき。</p>	<p>環境影響評価制度専門委員会では、環境影響評価制度のあり方について関係者から御意見をいただくため、民間事業者やNPOを含む関係団体等を対象にアンケートや意見交換、ヒアリング等を実施しています。ご指摘の点に関しては、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>○第三者機関(同様の趣旨の意見を含め合計22件) ・事業者ではなく、第三者機関による透明で公平なアセスメントを義務付けるべき。</p>	<p>環境基本法の考え方を受け、環境影響評価法においても、事業者が自らの責任と負担で実施することが適当であることと、事業計画を作成する段階で調査、予測及び評価を一体的に行うことが可能であることから、事業者が実施することとされています。</p>
	<p>○法目的の追加(同様の趣旨の意見を含め合計7件) ・事業者の説明責任、市民の参加、情報公開の徹底など透明性を確保するための手段を盛り込むべき。</p>	<p>現行制度において、方法書、準備書及び評価書手続を通じて、事業者による環境影響評価結果の縦覧や説明会の開催、説明住民等からの意見募集が盛り込まれています。</p>
	<p>○事業者のメリット(同様の趣旨の意見を含め合計6件) ・アセスを実施することによるメリットとして、社会貢献のプラス面についてアピール出来る枠組みや評価手法等の検討が必要であり、事業者に環境アセスメントに対するインセンティブを与えることが重要である。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、今後の参考とさせていただきます。</p>
	○その他、アセス制度に関する意見44件	
	○その他、アセス制度に関係しない意見16件	